

◆障害者総合支援法における「自立支援給付」のサービスについて

1 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅へホームヘルパー派遣による家事、生活援助
② 重度訪問介護	重度の障害者に対する自宅での介護
③ 同行援護	視覚障害者の外出時の援助・介護
④ 行動援護	常時介護を要する知的・精神障害者の外出時の援助・介護
⑤ 重度障害者等包括支援	在宅重度障害者を訪問し福祉サービスを包括的に提供
⑥ 短期入所（ショートステイ）	支援施設での一時的な生活支援
⑦ 療養介護	入所・入院者への医学的管理の下における介護
⑧ 生活介護	日中の施設における日常生活支援、生産活動の機会提供
⑨施設入所支援	施設入所者の夜間の支援

2 訓練等給付

① 自立訓練	身体的機能訓練および日常生活訓練
② 就労移行支援	一般就労を目指した一定期間の就労能力向上の訓練
③ 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般就労が困難な人へ働く場の提供、能力向上訓練
④ 就労定着支援	一般就労した人の就労にともなう生活課題への対応支援
⑤ 自立生活援助	一人暮らしとなった人へ定期的な居宅訪問や日常生活の課題に随時対応して必要な支援を行う
⑥ 共同生活援助（グループホーム）	グループホームにおける日常生活の介護や援助

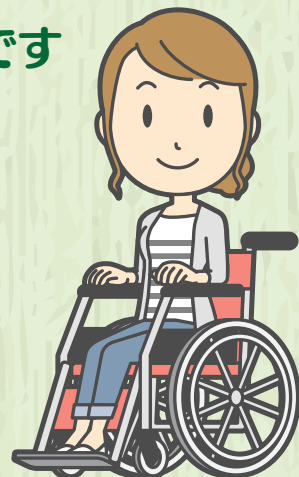
◆児童福祉法による障害児を対象としたサービスについて

障害児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村においては「障害児通所支援」があります。

障害児通所支援	① 児童発達支援	通所利用の未就学児の療育支援
	② 医療型児童発達支援	未就学児への理学療法などの機能訓練または医療的管理下での療育支援
	③ 放課後等デイサービス	就学児（18歳まで）への生活能力向上訓練
	④ 居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な重度障害児の居宅訪問発達支援
	⑤ 保育所等訪問支援	障害児が通う保育所へ訪問した専門的支援
	⑥ 障害児相談支援	サービス等利用計画作成、福祉サービス利用の相談支援

毎年12月3日～9日は「障害者週間」です

障害者週間は、平成16年の障害者基本法の改正により、広く障害福祉について関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。



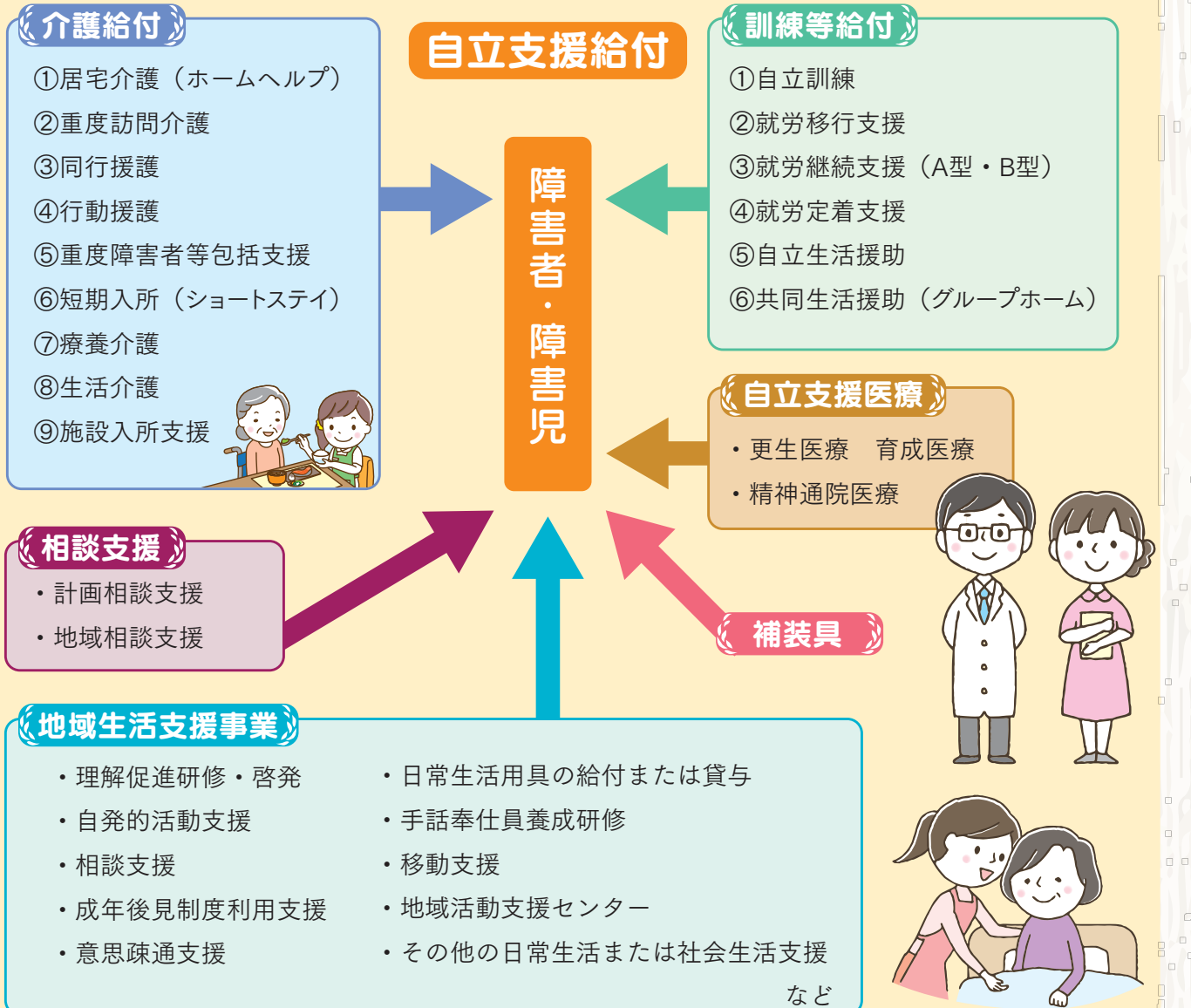
問 市社会福祉課 | ☎ 34-0438

みんながいっしょに暮らせる地域社会に

～ だれもが自分らしくいきいきと暮らす結城のために ～

みんなが安心していっしょに暮らせる共生社会の実現に向けて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以後「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害のある人が、可能な限り身近な場所において、障害福祉サービスの支援を受けることができます。

【障害者総合支援法による市町村におけるサービス体系】



【児童福祉法による障害児支援事業】

- | | |
|-------------|--------------|
| ①児童発達支援 | ④居宅訪問型児童発達支援 |
| ②医療型児童発達支援 | ⑤保育所等訪問支援 |
| ③放課後等デイサービス | ⑥障害児相談支援 |

